

竹本さん、前田さん 最高裁に上告受理申立！！

12月1日、竹本さんが、
そして本日（5日）、前田さん
さんが大阪高裁に最高裁上告
受理申立を行いました。

身に覚えのない「非違行為」をデッチ上げられてボーナスカットされたのは違法だとして訴えていた竹本さんと前田さんの本人訴訟の高裁での判決が、竹本さんは11月18日、前田さんは11月25日にそれぞれ言い渡され、いずれも控訴人の請求を棄却するという不当判決でした。

竹本さんと前田さんは、この間、一貫して会社が証拠として提出したものは、事実を証明できないと訴えかけてきました。一方会社は、証拠らしい証拠は出せず、被告会社証人管理者の証言と、後からパソコンに入力したデータのみで、いつでも改ざん可能であることが、法廷の場でも明らかにされていました。しかし、裁判所は一部原告の主張を認めましたが、証拠にもならない会社の言い分をほぼ全面的に認めた判決を下しました。

その不当判決に対して、竹本さん、前田さんは諦めずに、粘り強く真実を追及する闘いの決意を新たにし、この度、最高裁に上告受理申立を行いました。

私たちは、竹本さんと前田さんの決意に対して、共に全力で闘いを進めます！